

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（原産地回答用）

（照会者名）（敬称） から、令和 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る原産地についての照会につきましては、
下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な照会でない。
- ☐ 回答に見本の提出が必要。
- ☐ 一の原産地について回答できると認められない。
- ☐ その他：

税関 業務部
（首席）原産地調査官

上記照会貨物の原産地について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先）
までお問い合わせください。

原産地

通信欄

● 注意事項

- この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第 1000 号-2）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
- この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。